島しょ健康管理支援補助事業実施要綱

（目　的）

第１　この要綱は、島しょ地区の地域性を考慮し、公立学校共済組合東京支部（以下「支部」という。）が実施する健康管理事業に参加する場合又は疾病により島外での診療が必要である場合に、交通費の一部を補助することにより、島しょ地区の組合員の健康保持増進を支援することを目的とする。

（定　義）

第２　この要綱において「補助対象者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（１）　島しょ地区の所属所に勤務する公立学校共済組合東京支部組合員

（２）　（１）の同居の被扶養者

２　この要綱において「幼少」とは、義務教育就学期までの児童をいい、「高齢」とは、70 歳以上の高齢者をいう。

３　（１）及び（２）の者が、幼少、高齢、病状などにより、付添いが必要な場合に限り、付添者１名を補助対象者とすることができる。ただし、付添者は原則として補助対象者の同居の親族とする。

（補助要件）

第３　補助対象者が、次のいずれかの事由により、在住の島から他の伊豆諸島若しくは小笠原諸島の島又は別表１に掲げる港若しくは空港まで（以下「補助対象区間」という。）公共交通機関を利用した場合による。

（１）　支部が実施する人間ドックを受診した場合

（２）　支部が実施する（１）以外の健康管理事業に参加した場合

（３）　島の医療機関（診療所等）の医師により、島外での診療が必要と判断され、島外の診療を受けた場合

（４）　島内に診療所がない、又は診療所に診療科目がなく、島外の診療を受けた場合

（５）　特定健康診査又は特定保健指導（初回面談）を受けた場合

（補助対象とならないもの）

第４　次の場合は、補助対象としない。

（１）　出張・研修・私用等で旅行した際に参加・受診した場合

（２）　教育委員会の行う定期健康診断やその再検査による受診の場合

（３）　行政ヘリコプター等を利用し、交通費を要しなかった場合

（４）　他の機関・団体等から交通費等の助成を受けた場合

（５）　事由発生日と往復の交通機関利用日に間隔がある場合
ただし、やむを得ない理由がある場合は「島しょ健康管理支援補助申請書」の備考欄にその理由を記載する。また、行程に休日を含む場合

及び長期休業期間中においては、別途学校長の証明付きの文書を添付する。

（６）　「島しょ健康管理支援補助申請書」に添付された医療機関の領収書等から、受診内容が明らかに美容目的等で、治療、療養目的以外であり、医師による診察、診療と認め難いと判断された場合

（補助金の額）

第５　補助金は、公共交通機関による補助対象区間の往復実費額の２分の１の額（100 円未満の端数切捨て）とする。

（補助の制限）

第６　補助は、同一の補助対象者に対し各年度５回を限度とする。

（請求方法）

第７　組合員が１要件ごとに「島しょ健康管理支援補助申請書」様式１（以下「申請書」という。）により、別表２の添付書類を添えて公立学校共済組合東京支部長（以下「支部長」という。）に請求する。

（意見書）

第８　別表の添付書類のうち、島内の医療機関の医師の意見書（以下「意見書」という。）は、１要件ごとに添付する。ただし、治癒されない同一疾病で複数回の診療が必要な場合、最初の申請に添付された意見書の日付から１年以内に限り、これを省略することができる。

２　付添者の有無については、医師の意見書に明記する。

（補助金の支給）

第９　支部長は、申請書及び添付書類の内容を審査の上、補助の決定を行い、審査日から起算して 30 日以内に申請者が指定した申請者本人名義の銀行等の口座に振り込む。

ただし、上記口座の指定が困難な場合、「委任状」様式５の提出により、申請者本人以外の口座を指定することができる。

２　審査により、次の場合には、補助金の不支給を申請者に通知する。

（１）第３に掲げる要件を満たさない場合

（２）第４の事由に該当する場合

（３）第６に定める制限回数を超える場合

（請求期間）

第１０　この要綱で定める請求期間は、事由発生日の年度内とする。

２　３月中に発生したものについてのみ、年度内の請求が間に合わない場合は、翌年度の４月３日（日曜日に当たるときはその日の前々日とし、土曜に当た

るときはその日の前日とする。）をもって締切日とする。

３　往路と復路が年度をまたがる場合は、復路の年度を事由発生日の年度とする。なお、復路において資格喪失している場合は、往路に係る交通費のみ請求できることとする。この場合、補助申請の日付は退職日までとする。

（補助金の返納）

第１１　支部長は、虚偽又は不正行為により請求した者に対しては、その者に支給した補助金相当額を返納させるものとする。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年５月１２日から施行する。ただし、適用年月日は平成２８年４月１日とする。

附　則

この要綱は、令和元年７月３日から施行する。ただし、適用年月日は令和元年５月１日とする。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表１（対象となる港・空港）　（第３、第５関係）

	利用する交通機関の種類	港・空港
1	船舶	東京港、横浜港、熱海港、下田港、伊東港、久里浜港、館山港
2	航空機	東京国際(羽田)空港、東京都調布飛行場

別表２（島しょ健康管理支援補助申請書の添付書類）　（第７関係）

	要　件	添 付 書 類(特に注意のないものについては原本を添付)
1	支部が実施する人間ドックを受診した場合	・ 人間ドック受診機関の受診証明又は人間ドックを受診した健診機関及び日時が明確にわかるもの（氏名の記載された領収書等） ・ 交通費の領収書(往復分)※3 ・ 預金通帳の写し(銀行コード、支店コード、口座名義人(カナ)、口座番号の分かる部分をコピーしたもの)
2	1以外の支部が実施する健康管理事業に参加した場合	・ 交通費の領収書(往復分)※3 ＊申請書の事由欄に参加した事業を明記すること。 ・ 預金通帳の写し(銀行コード、支店コード、口座名義人(カナ)、口座番号の分かる部分をコピーしたもの)
3	島の医師より、島外の診療が必要と判断され、島外の診療を受けた場合	・ 在住の島の医療機関の医師による意見書(様式2)※1 ・ 島外の医療機関の診療証明書(様式3)又は医療費の領収書原本※2 ・ 交通費の領収書(往復分)※3 ・ 預金通帳の写し(銀行コード、支店コード、口座名義人(カナ)、口座番号の分かる部分をコピーしたもの)
4	島内に診療所がない、又は診療所に診療科目がなく、島外の診療を受けた場合	・ 島外の医療機関の診療証明書(様式3)又は医療費の領収書原本※2 ・ 交通費の領収書(往復分)※3 ・ 預金通帳の写し(銀行コード、支店コード、口座名義人(カナ)、口座番号の分かる部分をコピーしたもの)
5	特定健康診査又は特定保健指導(初回面談)を受けた場合	・ 特定健康診査を受診、特定保健指導(初回面談)を利用した健診機関及び日時が明確にわかるもの、又は特定健康診査受診証明書、特定保健指導利用証明書(様式4) ・ 交通費の領収書(往復分)※3 ・ 預金通帳の写し(銀行コード、支店コード、口座名義人(カナ)、口座番号の分かる部分をコピーしたもの)

注：3の申請後、同一の疾病が治癒されず複数回の診療が必要な場合、2回目以降の申請には意見書の提出を省略できる。ただし、省略できるのは最初の申請に添付した意見書の日付から１年以内とし、申請書に最初の診療日を明記すること。

※1　・島外の診療が必要という内容であれば、様式２以外の診断書等でもよい。

・人間ドックの再検査等により島外の医療機関で診療を受けた場合は、人間ドック受診機関が発行する再検査等通知の写しを、様式２に代えることができる。

・島しょ地区の所属所に勤務する以前より東京都内等の医療機関において受診している傷病等について、島しょ地区の所属所に赴任後も継続的な通院が必要な場合は、通院している医療機関の医師による意見書の提出も可とする。

※2　医療費の領収書は、医療機関名、診療科目、受診年月日、受診者名が明記されており、受診の確認ができるもの。申請者の希望により確認後返還する。

※3　交通費の領収書（往復分）は、利用年月日、行先、利用者名が明記されているもの。領収書に行先等の記載がない場合は、備考欄へ経路を記入すること。